

監査報告書

令和8年5月29日

社会福祉法人まなの会
理事長 稲見 直邦 様

監事 竹本 慎
監事 大澤 正人



私たち監事は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの令和7年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告等（事業報告及びその附属明細書）について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

① 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

② 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

監事監査補足意見（業務監査・会計監査）

- ・定款は現社会福祉法に対応した定款と確認しました。7年度より「地域包括支援センター」と「居宅介護支援事業所」が開設となり、定款内容の変更が行われていました。

定款を補う詳細な運営ルールを定める定款細則が設けられていないようですが、できれば細則を設けている方がよいと思います。運営の曖昧さやトラブルを未然に防ぐ上でも実務的なメリットがあるので検討してください。

- ・昨今の物価高騰等を受け、理事長専決事項である随意契約の基準額見直しが必要です。できるだけ早期に対応を検討されたほうがよいと思われます。工事・製造の請負は400万円未満、食料品、物品等購入は200万円未満に改定されています。

また、旅費規程に記載されている日当、宿泊を伴う場合の宿泊料についても、物価高騰の影響を考えると現状の上限額では厳しいのではないですか。情勢に合わせた改定は必要と思われるので、こちらも見直しをされてもよいかと思われます。

- ・就業規則内のハラスメントに関する規定には、相談窓口を「法人本部に設けた相談窓口」と定義されていますが、具体的に担当者を設け、誰に相談をすればよいのか明確にする必要があります。

規則内に具体的な担当（男女で担当を設置するなど、柔軟な対応は要検討）を明記し、法人としてハラスメント対策への取り組み姿勢を示すことは大切です。

- ・各種研修内容は実施されていることを確認いたしました。虐待に関しては運営指針に基づいた運営がなされていることが研修内容に反映されるように、研修計画に明記するようにしてください。災害時の避難訓練と研修はそれぞれでの計画とし、報告書を添付するようにしてください。

- ・第三者評価等を長く受けていないようですが、受けられていない場合であっても県や市より示されている自己点検シートを毎年作成することで運営評価に繋がります。実施の検討をしてください。

- ・会計管理については事業所ごとの経理処理が適切に行われています。7年度は公益事業での事業新設があり収入としては前年比87,000千円増額しています。昨年度事業転換されたロイヤル拠点の収支も随分と改善されてきています。今後も引き続き特定施設への完全移行に向けて尽力ください。

7年度収支において、繰入金の収入・支出が予算を上回る結果となり、多くはカトレア三木に集中する処理となった為、繰入金収入・支出の影響を除いた実質的な収支を見ると、7年度新設事業のソラリスカトレア拠点と特定施設へ移行したロイヤル拠点は赤字でしたが、その他拠点は黒字計上となりました。法人全体で見ても200万円程の黒字計上となっておりましたので、人材確保、物価高騰等対応に苦慮することは多いですが、今後も引き続き頑張ってください。

以上 補足意見として述べさせていただきます。